

2025年8月1日

株主および債権者各位

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社
代表取締役 清水和志

簡易合併公告

当社は、2025年1月29日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である住理工商事株式会社（住所：名古屋市中区丸の内三丁目17番13号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、当社は、その権利義務の全部を承継して存続し、住理工商事株式会社は解散することになりましたので公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項、住理工商事株式会社は同法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、当社は住理工商事株式会社の全株式を所有しておりますので、本合併により当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にその旨をお申し出ください。
3. 両社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

○当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

○住理工商事株式会社

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十六日

掲載頁 五十六頁（号外第百六十三号）

以上